

平成 31 年 2 月 8 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案  
(平成 31 年 2 月 8 日 諮問第 1 号)

[デジタル M C A システムの高度化]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、東出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(石黒課長補佐、鈴木係長)

電話：03-5253-5895

## 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (デジタルMCAシステムの高度化)

### 1 諮問の概要

デジタルMCAシステムは、比較的大きいゾーンの通信エリアが構築可能であることや、災害等の非常時に単独の中継局のみで端末同士が通信可能であることなどの特徴・機能を有しており、各種業務用無線として広く活用されている。近年では、従来からの陸上運輸業や製造販売業などでの利用に加え、災害に強い無線通信システムとして、国や地方自治体等での導入が進展している。

一方で、現行のシステムは、未だに第二世代携帯電話の方式が用いられているため、機器調達を含めシステムの維持管理が困難な状況となっているほか、音声通信を中心とした利用にとどまらず、高度なデータ通信の利用ニーズが高まっている状況にある。

これらの状況から、現在のシステムの特徴・機能を維持したまま、携帯電話等の国際標準規格として広く利用され、高度なサービス提供が可能なLTE方式を用いたシステム（以下、「高度MCAシステム」という。）の導入に向けて、必要な技術的条件について情報通信審議会から平成30年5月に答申を頂いたところである。

本件は、当該答申を踏まえ、高度MCAシステムの導入に向けて、必要な制度整備を行うものである。

### 2 変更概要

#### (1) 電波法施行規則

高度MCAシステムの陸上移動局を特定無線局の対象とし、包括して免許申請することを可能にする等の制度整備。

#### (2) 無線設備規則

高度MCAシステムの定義及び技術基準の規定を追加する等の制度整備。

#### (3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

高度MCAシステムの陸上移動局及び陸上移動中継局を、特定無線設備の対象に追加する等の制度整備。

### 3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正予定（公布日の施行を予定）。

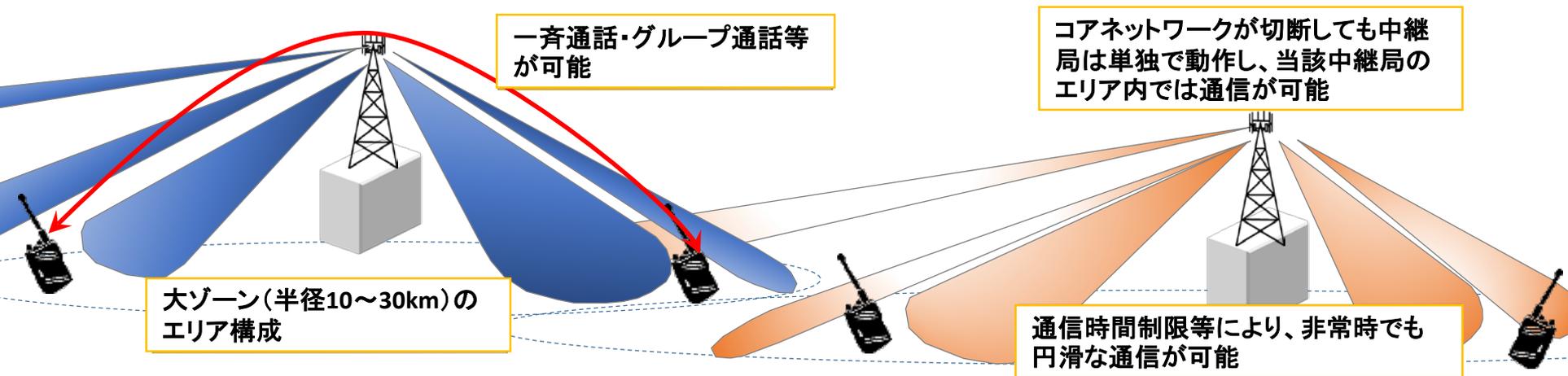
### 4 意見募集結果

本件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、平成30年12月18日（火）から平成31年1月21日（月）まで行い、7件の意見が提出された。

## ■ 諮問の背景

- デジタルMCAシステムは、比較的大きいゾーンの通信エリアが構築可能であることや、災害等の非常時には単独の中継局のみで端末同士が通信可能であることなどの特徴・機能を有しており、各種業務用無線として広く活用されている。近年では、国や地方自治体等での導入が進展。
- 一方で、現行のシステムは、未だに第二世代携帯電話の方式であるため、機器調達を含む設備の維持管理が困難な状況である他、高度なデータ通信等の利用ニーズが高まっている状況。
- これらの状況から、現在のシステムの特徴・機能を維持したまま、携帯電話等の国際標準規格として広く利用され、高度なサービス提供が可能なLTE方式を用いたシステム(高度MCAシステム)の導入に向けて、必要な技術的条件について情報通信審議会から平成30年5月15日に答申を頂いたところ。
- 本件は、当該答申を踏まえ、制度整備を行うもの。

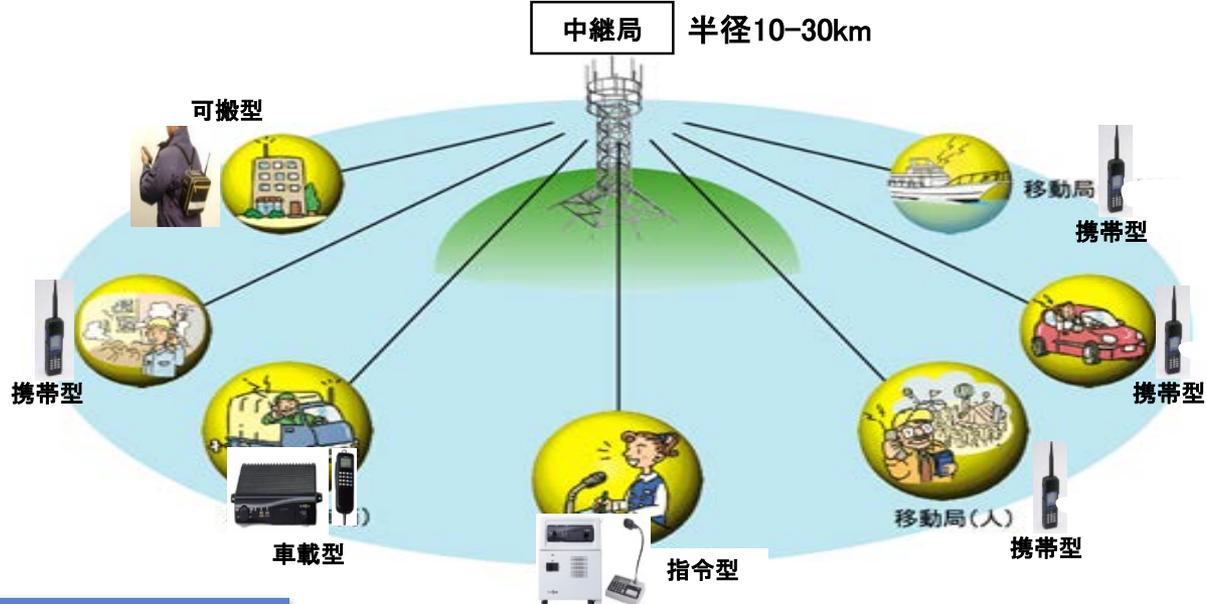
## ■ デジタルMCAシステムの特徴・機能



国際標準規格であるLTE方式を用いて、現在のシステムの特徴・機能を維持しつつ、高度なサービスの提供を実現。

## システム概要

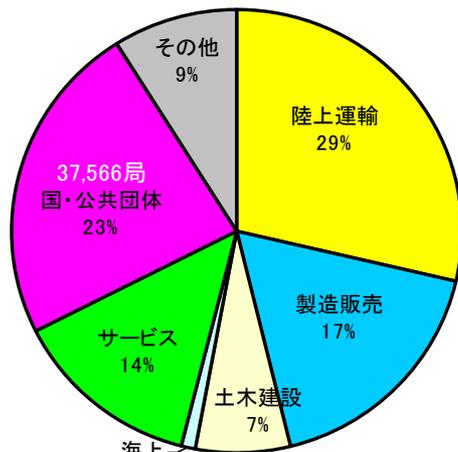
- 大ゾーン方式の中継局により、人口の87%をカバー。
- 各中継局は、強固な耐震性、非常用発電機等を有しており、災害等に強い。



## 利用分野及び消防・防災の利用局数推移

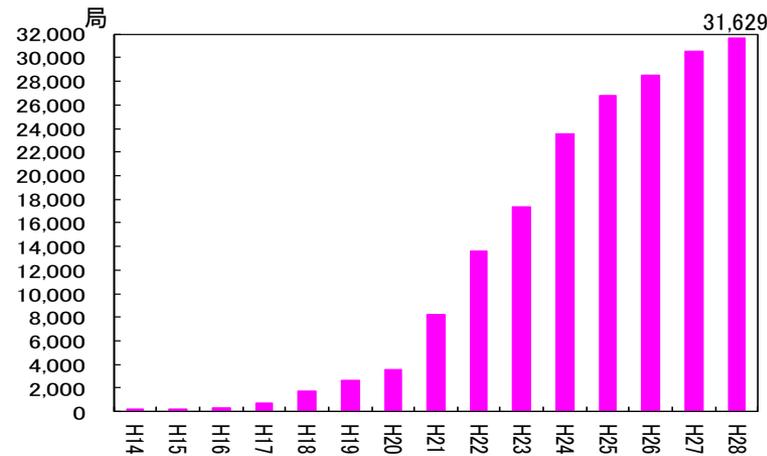
- 陸上運輸から国・公共団体の消防・防災まで、幅広い業務分野で利用。
- 災害対策、BCP(事業継続計画) 対策の利用が増加。

【利用分野】



平成29年3月末現在  
159,908局

【消防・防災の利用局数推移】(注)

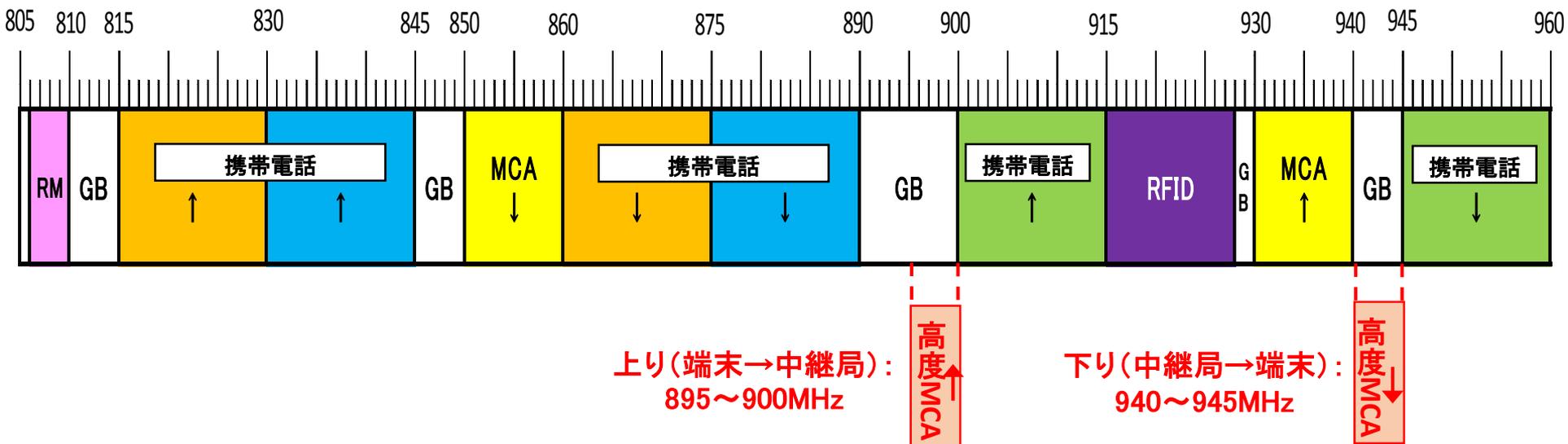


(注) 自治体の防災行政、消防、水防用途。  
一般行政、水道・清掃・交通等の事業、自主防災などを除く。

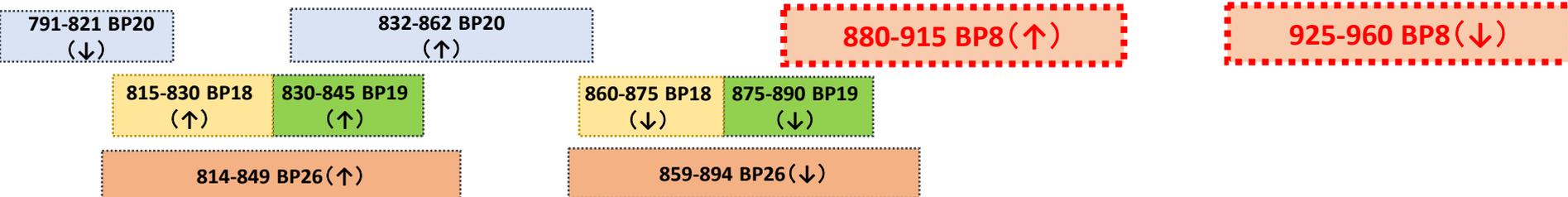
# 高度MCAシステムの割当周波数の検討

- デジタルMCAシステムの特徴・機能を維持したまま、高度MCAシステムを導入するためには、デジタルMCAシステムと同じ900MHz帯の周波数の割当が適当。
- 900MHz帯のうち、3GPPのバンドプランに適合し、かつ、割当可能な周波数として以下を選定。  
【 上り(端末→中継局) : 895~900MHz / 下り(中継局→端末) : 940~945MHz 】

## ■ 現在の周波数配置



## ■ 3GPPバンドプラン



# 高度MCAシステムの主な技術的条件

「LTE-Advanced等の高度化に関する技術的条件」(平成29年9月27日情報通信審議会一部答申)を参照するとともに、**下線部**を高度MCAシステムの要求条件に合わせ見直し、昨年5月に情報通信審議会から技術的条件の答申を得た。

	中継局	移動局																																																																					
使用周波数	940MHz－945MHz	895MHz－900MHz																																																																					
多重方式/多元接続方式	OFDM方式及びTDM方式との複合方式	SC-FDMA方式																																																																					
通信方式	FDD (Frequency Division Duplex: 周波数分割複信) 方式																																																																						
変調方式	BPSK、QPSK、16QAM、64QAM又は256QAM方式																																																																						
占有周波数帯幅の許容値	5MHz以下																																																																						
最大空中線電力	規定しない	23dBm																																																																					
空中線絶対利得の許容値	規定しない	空中線絶対利得は、3dBi以下とすること。 <b>ただし、等価等方輻射電力が26dBm以下となる場合は、空中線電力の低下分を送信空中線利得で補うことができる。</b>																																																																					
スプリアス領域における 不要発射の強度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>周波数範囲</th> <th>許容値</th> <th>参照帯域幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9kHz以上150kHz未満</td> <td>-13dBm</td> <td>1kHz</td> </tr> <tr> <td>150kHz以上30MHz未満</td> <td>-13dBm</td> <td>10kHz</td> </tr> <tr> <td>30MHz以上1000MHz未満</td> <td>-13dBm</td> <td>100kHz</td> </tr> <tr> <td>1000MHz以上12.75GHz未満</td> <td>-13dBm</td> <td>1MHz</td> </tr> </tbody> </table> <p>次の表に示す周波数範囲については、同表に示す許容値以下であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>周波数範囲</th> <th>許容値</th> <th>参照帯域幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1884.5MHz以上1915.7MHz以下</td> <td>-41dBm</td> <td>300kHz</td> </tr> <tr> <td>2010MHz以上2025MHz以下</td> <td>-52dBm</td> <td>1MHz</td> </tr> </tbody> </table>	周波数範囲	許容値	参照帯域幅	9kHz以上150kHz未満	-13dBm	1kHz	150kHz以上30MHz未満	-13dBm	10kHz	30MHz以上1000MHz未満	-13dBm	100kHz	1000MHz以上12.75GHz未満	-13dBm	1MHz	周波数範囲	許容値	参照帯域幅	1884.5MHz以上1915.7MHz以下	-41dBm	300kHz	2010MHz以上2025MHz以下	-52dBm	1MHz	<table border="1"> <thead> <tr> <th>周波数範囲</th> <th>許容値</th> <th>参照帯域幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9kHz以上150kHz未満</td> <td>-36dBm</td> <td>1kHz</td> </tr> <tr> <td>150kHz以上30MHz未満</td> <td>-36dBm</td> <td>10kHz</td> </tr> <tr> <td>30MHz以上1000MHz未満</td> <td>-36dBm</td> <td>100kHz</td> </tr> <tr> <td>1000MHz以上12.75GHz未満</td> <td>-30dBm</td> <td>1MHz</td> </tr> </tbody> </table> <p>次の表に示す周波数範囲については、同表に示す許容値以下であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>周波数範囲</th> <th>許容値</th> <th>参照帯域幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>773MHz以上803MHz以下</td> <td>-50dBm</td> <td>1MHz</td> </tr> <tr> <td>860MHz以上890MHz以下</td> <td><b>-50dBm</b></td> <td>1MHz</td> </tr> <tr> <td><b>940MHz</b>以上960MHz以下</td> <td>-50dBm</td> <td>1MHz</td> </tr> <tr> <td>1475.9MHz以上1510.9MHz以下</td> <td>-50dBm</td> <td>1MHz</td> </tr> <tr> <td>1805MHz以上1880MHz以下</td> <td>-50dBm</td> <td>1MHz</td> </tr> <tr> <td>1884.5MHz以上1915.7MHz以下</td> <td>-41dBm</td> <td>300kHz</td> </tr> <tr> <td>2010MHz以上2025MHz以下</td> <td>-50dBm</td> <td>1MHz</td> </tr> <tr> <td>2110MHz以上2170MHz以下</td> <td>-50dBm</td> <td>1MHz</td> </tr> <tr> <td>3400MHz以上3600MHz以下</td> <td>-50dBm</td> <td>1MHz</td> </tr> </tbody> </table>	周波数範囲	許容値	参照帯域幅	9kHz以上150kHz未満	-36dBm	1kHz	150kHz以上30MHz未満	-36dBm	10kHz	30MHz以上1000MHz未満	-36dBm	100kHz	1000MHz以上12.75GHz未満	-30dBm	1MHz	周波数範囲	許容値	参照帯域幅	773MHz以上803MHz以下	-50dBm	1MHz	860MHz以上890MHz以下	<b>-50dBm</b>	1MHz	<b>940MHz</b> 以上960MHz以下	-50dBm	1MHz	1475.9MHz以上1510.9MHz以下	-50dBm	1MHz	1805MHz以上1880MHz以下	-50dBm	1MHz	1884.5MHz以上1915.7MHz以下	-41dBm	300kHz	2010MHz以上2025MHz以下	-50dBm	1MHz	2110MHz以上2170MHz以下	-50dBm	1MHz	3400MHz以上3600MHz以下	-50dBm	1MHz
	周波数範囲	許容値	参照帯域幅																																																																				
9kHz以上150kHz未満	-13dBm	1kHz																																																																					
150kHz以上30MHz未満	-13dBm	10kHz																																																																					
30MHz以上1000MHz未満	-13dBm	100kHz																																																																					
1000MHz以上12.75GHz未満	-13dBm	1MHz																																																																					
周波数範囲	許容値	参照帯域幅																																																																					
1884.5MHz以上1915.7MHz以下	-41dBm	300kHz																																																																					
2010MHz以上2025MHz以下	-52dBm	1MHz																																																																					
周波数範囲	許容値	参照帯域幅																																																																					
9kHz以上150kHz未満	-36dBm	1kHz																																																																					
150kHz以上30MHz未満	-36dBm	10kHz																																																																					
30MHz以上1000MHz未満	-36dBm	100kHz																																																																					
1000MHz以上12.75GHz未満	-30dBm	1MHz																																																																					
周波数範囲	許容値	参照帯域幅																																																																					
773MHz以上803MHz以下	-50dBm	1MHz																																																																					
860MHz以上890MHz以下	<b>-50dBm</b>	1MHz																																																																					
<b>940MHz</b> 以上960MHz以下	-50dBm	1MHz																																																																					
1475.9MHz以上1510.9MHz以下	-50dBm	1MHz																																																																					
1805MHz以上1880MHz以下	-50dBm	1MHz																																																																					
1884.5MHz以上1915.7MHz以下	-41dBm	300kHz																																																																					
2010MHz以上2025MHz以下	-50dBm	1MHz																																																																					
2110MHz以上2170MHz以下	-50dBm	1MHz																																																																					
3400MHz以上3600MHz以下	-50dBm	1MHz																																																																					

➤ 他の無線システムとの共用に際しては、次の干渉対策を施すことが必要。

**干渉対策①: デジタルMCA移動局から高度MCA移動局(受信)への干渉対策**

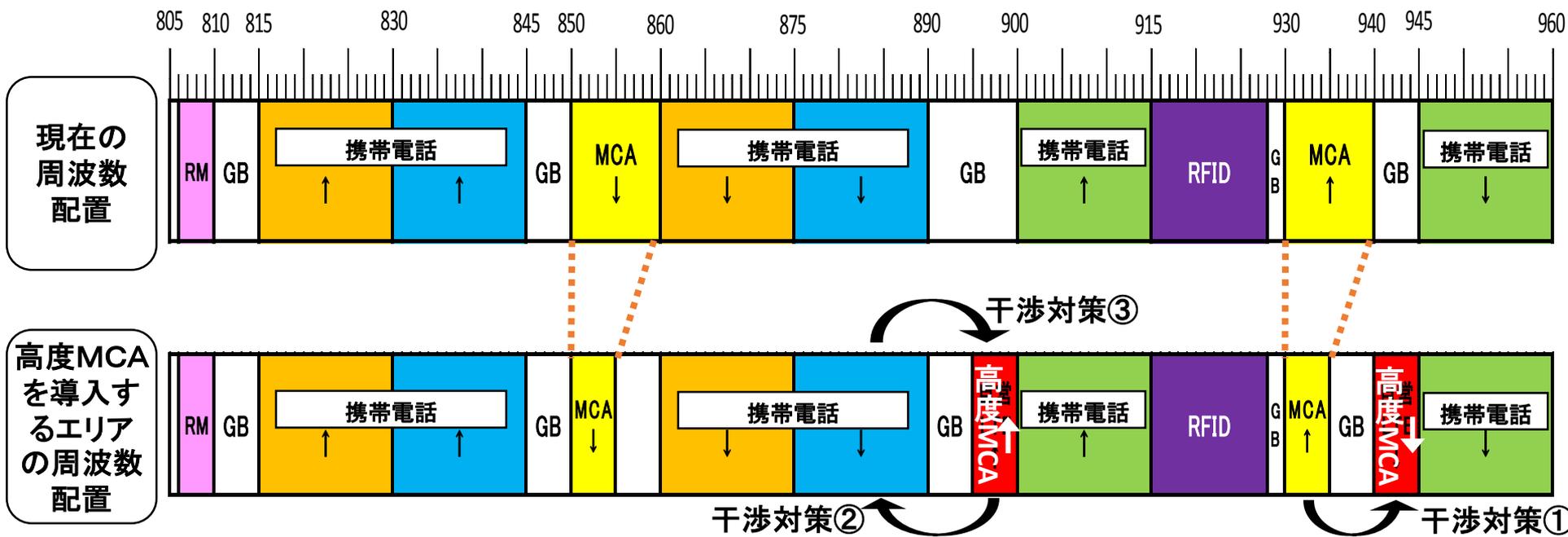
→ 5MHz幅のガードバンドが必要。よって、高度MCAシステムを導入するエリアについては、デジタルMCAシステムの周波数を10MHz幅から5MHz幅に縮減する。

**干渉対策②: 高度MCA移動局から携帯電話移動局(受信)への干渉対策**

→ 高度MCA移動局の5MHz離隔のスプリアスレベルを-50dBm/MHz以下とする。また、高度MCA移動局のトラヒック量に応じて、当該エリア内に高度MCA中継局の追加開設等の措置を行う。

**干渉対策③: 携帯電話基地局から高度MCA中継局(受信)への干渉対策**

→ 高度MCA中継局の置局計画の際、事業者間協議により、個別に干渉検討を実施する。



## ○ 制度整備の方針

- 従来のデジタルMCAシステムの高度化を図るものであることから、デジタルMCAシステムの制度の枠組みに、LTE方式の技術基準などの必要な規定を追加。

### 【電波法施行規則】

#### ■ 特定無線局の対象に追加

第15条の2及び第15条の3(特定無線局の対象とする無線局及び無線設備の規格)の規定に、高度MCAシステムの陸上移動局を追加し、複数の陸上移動局を包括して免許申請を可能とする。

#### ■ 電気通信紛争処理委員会によるあつせん等の対象に追加

第20条の2(あつせん等の対象となる無線局に係る業務)に高度MCA陸上移動通信を行う無線局を使用する業務を追加する。

### 【無線設備規則】

#### ■ 高度MCAシステムの定義を追加

第3条(定義)の規定に、「高度MCA陸上移動通信」の定義を追加する。(通信方式にLTEを用いて、高度MCA制御局(通信の中継を行う陸上移動中継局)の指示する電波を使用して、当該高度MCA制御局と陸上移動局との間で行われる無線通信と定義。)

#### ■ 高度MCAシステムの技術基準を追加

- 第49条の7の4(高度MCA陸上移動通信を行う無線局の無線設備)の他、第14条(空中線電力の許容偏差)、第24条(副次的に発する電波等の限度)、別表第1号(周波数の許容偏差)、別表第2号(占有周波数帯幅の許容値)、別表第3号(スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値)の規定に、高度MCAシステムの技術基準を追加する。
- 第14条の2(人体における比吸収率の許容値)の規定に、高度MCAシステムの陸上移動局を追加する。

### 【特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則】

#### ■ 特定無線設備の対象に追加

第2条(特定無線設備等)の規定に、高度MCA制御局(陸上移動中継局)と陸上移動局をそれぞれ追加し、技術基準適合証明の対象にするとともに、別表第1号(技術基準適合証明のための審査)の規定に、当該無線局の特性試験の項目を追加する。

その他、上述の3省令について、既にサービスが終了しているアナログMCAシステムの規定を削除。

## 【無線設備規則】

## 【第三条(定義)】

六 「デジタルMCA陸上移動通信」とは、一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた周波数の電波のうち、デジタルMCA制御局(使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、デジタル方式により二以上の通信の中継を同時に行うことができるものをいう。以下同じ。)の指示する周波数の電波を使用して当該デジタルMCA制御局と陸上移動局又はデジタル指令局(デジタルMCA制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。以下同じ。)との間で行われる無線通信及びその無線通信の中継するためにデジタルMCA制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信を制御するために行われる無線通信をいう。

## 【無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準】

## 【第五条の二(陸上移動中継局)】

陸上移動中継局(基地局及び陸上移動局の免許人に使用させるために開設するものに限る。)は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

- 一 その局の免許を受けようとする者は、その局を基地局及び陸上移動局の免許人に使用させるための業務の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を実施するに足る能力を有するものであること。
- 二 その局が中継を行うことができる区域は、おおむね一の都道府県の区域の範囲内の地域であつて、少なくとも当該都道府県における社会的経済的の中心地区の一を含む区域であること。ただし、当該地域の社会的経済的の諸条件及び地勢を考慮して、やむを得ないと認められる場合又は特に必要があると認められる場合においては、この限りでない。
- 三 第一号の業務におけるその局の使用条件は、次の要件に適合するものであること。
  - (1) その局を使用する者が行うことができる通信の中継は、その者が開設する基地局又は陸上移動局相互間のものに限られること。
  - (2) その局は、原則として常時使用できるものであること。
  - (3) その局を使用する者の費用の負担は、業務の合理的な運営上適当なものであること。
  - (4) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
  - (5) その他その局を使用する者に不当な条件を課すものでないこと。
- 四 その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこと。
- 五 その他その局を開設することが公益上必要であり、かつ、適切であること。

# 意見募集の結果(提出意見の概要と総務省の考え方)

- 平成30年12月18日(火)から平成31年1月21日(月)まで意見募集を行った結果、7件の意見提出(法人4件、個人3件)を頂いたところ。

意見提出者 (順不同)	意見の概要	総務省の考え方	意見を踏まえた 案の修正
一般社団法人 全国陸上無線協会	改正案に賛成。 早期に、当該システムの実用化を図り、業務用無線のさらなる発展を期待。	賛成意見として承ります。	無
802.11ah 推進協議会	改正案に賛成。 現在デジタルMCA陸上移動通信用として割り当てられている周波数については、早期に移行を行い、将来のIoTへの周波数需要に割り当てられる事が望ましい。	本件の省令改正案等に係る賛成意見として承ります。なお、高度MCAシステムへの移行により生じる周波数に関しては、意見募集の際に示したとおり、将来IoTなどに活用すべく、別途、新たな無線システムの技術的条件等について検討する予定です。	無
無線LAN ビジネス 推進連絡会			
パナソニック システム ソリューションズ ジャパン 株式会社	改正案に賛成。 現行システムのユーザの利用状況を踏まえ、移行にあたっては十分な期間を取ることが必要。 (この他、特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則等の誤記の修正意見あり。)	本件の省令改正案等に係る賛成意見として承ります。なお、システムの移行については、デジタルMCAシステムの利用状況や、新たな利用ニーズ等を踏まえ、別途慎重に検討を行う予定です。 また、ご指摘の修正点については、制度整備に反映させていただきます。	有
個人	似たような通信方式でPS-LTEをやるようだが、要するにMCA無線とPS-LTEの2つ似たようなものができるということか。	PS-LTEは、昨年8月に電波有効利用成長戦略懇談会においてとりまとめられた報告書を踏まえ、今後、その導入に向けて、国の関係機関等のニーズを把握し、基本的なコンセプトや機能・性能等について、検討を行う予定です。	無
個人(2件)	(本件改正と直接関係のない意見)	本件は、情報通信審議会からの答申を踏まえて作成した、デジタルMCAシステムの高度化に必要な、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等です。	無

平成 31 年 2 月 8 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案  
(平成 31 年 2 月 8 日 諮問第 2 号)

[920MHz帯小電力無線システムの高度化]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、東出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(石黒課長補佐、小柳係長)

電話：03-5253-5896

# 電波法施行規則等の一部を改正する省令案

## (920MHz 帯小電力無線システムの高度化)

### 1 諮問の概要

920MHz 帯小電力無線システムは、平成 23 年に制度化され、移動体識別やスマートメーター等に広く利用されている。近年、構内無線局として制度化されている高出力型パッシブ系電子タグシステムの構外利用について要望が高まっており、これに対応するため情報通信審議会で審議し検討を行ってきたところ、必要な技術的条件について、昨年5月に一部答申を受けたところである。

本件は、当該答申を受けて、920MHz 帯移動体識別用の陸上移動局の新設等の規定の整備を行うものである。

### 2 改正概要

#### (1) 電波法施行規則

- 登録の対象とする無線局に 920MHz 帯移動体識別用の陸上移動局を追加【第 16 条、第 17 条】

#### (2) 無線設備規則

- 920MHz 帯移動体識別用の陸上移動局の無線設備の技術基準を追加【第 49 条の 34 第 2 項、第 14 条、第 24 条、別表第一号、別表第二号、別表第三号】

#### (3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

- 特定無線設備の対象に 920MHz 帯移動体識別用の陸上移動局を追加【第 2 条第 1 項第 6 号、第 2 条第 1 項第 6 号の 2】

### 3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正予定（公布日の施行を予定）。

## 920MHz帯小電力無線システムには、

- ① 自発的には電波を発射せず、リーダ／ライタからの電波のエネルギーを利用してデータの送受を行う **パッシブ系電子タグシステム** (主に生産・物流管理に使用)と
- ② 電池等を内蔵し自発的に電波を発射する **アクティブ系小電力無線システム** (主にセンサーネットワークやスマートメーター等に使用)があり、複数の技術基準が規定されている。

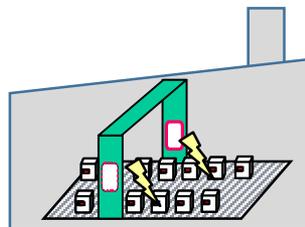
### 制度改正の対象

#### ○構内無線局(免許、登録)

無線設備規則第49条の9第1項第1号

- 空中線電力: 1W
- 周波数帯: 916.7~920.9MHz

- 例
- ・固定型による物流管理
  - ・ハンディ型の物流管理



工場等の構内での利用

#### ○特定小電力無線局(免許不要)

無線設備規則第49条の14第1項第6号

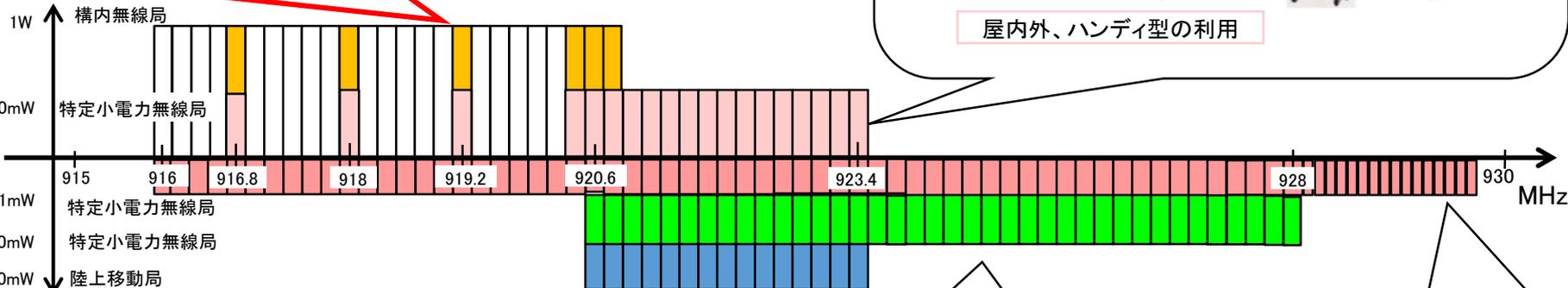
- 空中線電力: 250mW
- 周波数帯: 916.7~923.5MHz

- 例
- ・荷物の積み込み
  - ・アパレル店舗の入庫管理
  - ・集配、回収業務



屋内外、ハンディ型の利用

### パッシブ系



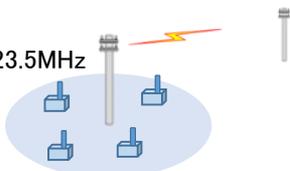
### アクティブ系

#### ○陸上移動局(免許、登録)

無線設備規則第49条の34第1項

- 空中線電力: 250mW
- 周波数帯: 920.5~923.5MHz

- 例
- ・森林監視
  - ・橋梁の損傷管理
  - ・大気計測



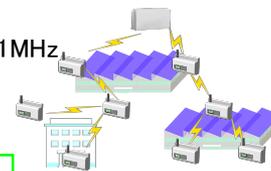
屋外の長距離伝送等の利用

#### ○特定小電力無線局(免許不要)

無線設備規則第49条の14第1項第7号

- 空中線電力: 20mW
- 周波数帯: 920.5~928.1MHz

- 例
- ・電力モニタリング
  - ・ガス自動検針



スマートメータ等の利用

#### ○特定小電力無線局(免許不要)

無線設備規則第49条の14第1項第8号

- 空中線電力: 1mW
- 周波数帯: 915.9~929.7MHz

- 例
- ・ホームセキュリティ
  - ・位置情報支援
  - ・空調管理



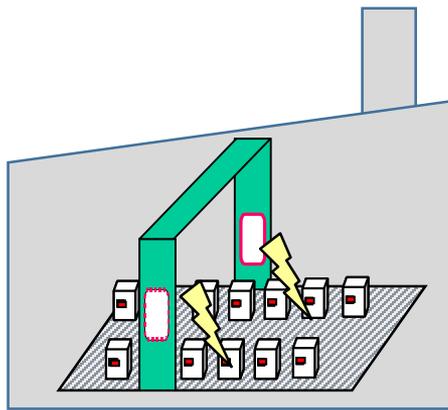
リモコン用途等の利用

## 制度改正の概要

- 920MHz帯小電力無線システムは、平成23年に制度化され、移動体識別やスマートメーター等に広く利用されている。
- 近年、構内無線局として制度化されている高出力型パッシブ系電子タグシステムの構外利用の要望が高まっており、これに対応するため検討を行ってきたところ、必要な技術的条件について、平成30年5月15日に情報通信審議会から一部答申を受けたところである。
- 本件は、当該答申を受けて、高出力型パッシブ系電子タグシステムについて、構外でも使用可能とするため、構内無線局と同じ技術基準で陸上移動局(免許局・登録局)の新設等を行うものである。

## 高出力型パッシブ系電子タグシステムの運用場所

### 現行の運用場所



工場等の構内利用に限定された  
物流管理

### 新たな運用場所（公道等屋外の使用を可能に）



一構内に限定されない  
物流管理  
(サプライチェーンマネジメント)

移動車両による設備点検

	新たに規定する陸上移動局の技術基準等		現行の構内無線局の技術基準等	
	免許局	登録局	免許局	登録局
周波数帯	916.7～920.9MHz		916.7～920.9MHz	
単位チャンネル	916.8、918.0、919.2、920.4MHz	916.8、918.0、919.2、920.4、920.6、920.8MHz	916.8、918.0、919.2、920.4MHz	916.8、918.0、919.2、920.4、920.6、920.8MHz
占有周波数帯幅の許容値	200kHz	200kHz × n (n=1～3)	200kHz	200kHz × n (n=1～3)
等価等方輻射電力	36dBm		36dBm	
空中線電力	1W以下		1W以下	
空中線利得	6dBi以下 EIRPが36dBm以下の場合、その低下分を利得で補うことができる		6dBi以下 EIRPが36dBm以下の場合、その低下分を利得で補うことができる	
キャリアセンスレベル	不要	-74dBm	不要	-74dBm
キャリアセンス時間		5ms以上		5ms以上
最大送信時間		4秒		4秒
送信時間後の停止時間		50ms以上		50ms以上
移動範囲	無線局の開設の目的を達成するために必要な区域		陸上の一の構内	
従事者資格の要否	要(第三級陸上特殊無線技士以上)	否	否	

## ○省令改正の概要

- 構内無線局として制度化されている高出力型パッシブ系電子タグシステムについて、構外でも使用可能とするため、同じ技術基準で規定された陸上移動局(免許局・登録局)の新設等を行う。

### 【電波法施行規則】

#### ○登録の対象とする無線局及び登録局の無線設備の規格に追加

第16条(登録の対象とする無線局)及び第17条(登録局の無線設備の規格)の規定に、920MHz帯移動体識別用の陸上移動局(キャリアセンスの備え付けを要するもの)に係る規定を追加する。

### 【無線設備規則】

#### ○無線設備の技術基準の追加

第49条の34第2項として、920MHz帯移動体識別用の陸上移動局の無線設備の技術基準を追加する。当該陸上移動局の追加に伴い、関連規定(第14条(空中線電力の許容偏差)、第24条(副次的に発する電波等の限度)、別表第一号(空中線電力の許容偏差)、別表第二号(占有周波数帯幅の許容値)、別表第三号(占有周波数帯幅の許容値))の整備を行う。

### 【特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則】

#### ○特定無線設備等の追加

第2条(特定無線設備等)第1項第6号の規定に、920MHz帯移動体識別用の陸上移動局(キャリアセンスの備え付けを要さないもの)、同項第6号の2に920MHz帯移動体識別用の陸上移動局(キャリアセンスの備え付けを要するもの)を追加する。

## ○施行の際現に技術基準適合証明等※1を受けている無線設備の取扱い

- 施行の際現に改正前の証明規則※2第二条第一項第六号及び第六号の二の無線設備に係る技術基準適合証明等を受けている無線設備は、それぞれ、改正後の当該各規定の無線設備に係る技術基準適合証明等を受けている無線設備とみなす。

## ○施行の際現にされている技術基準適合証明等の求めの取り扱い

- 施行の際現にされている改正前の証明規則第二条第一項第六号及び第六号の二の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めについては、それぞれ、改正後の当該各規定の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めとみなす。

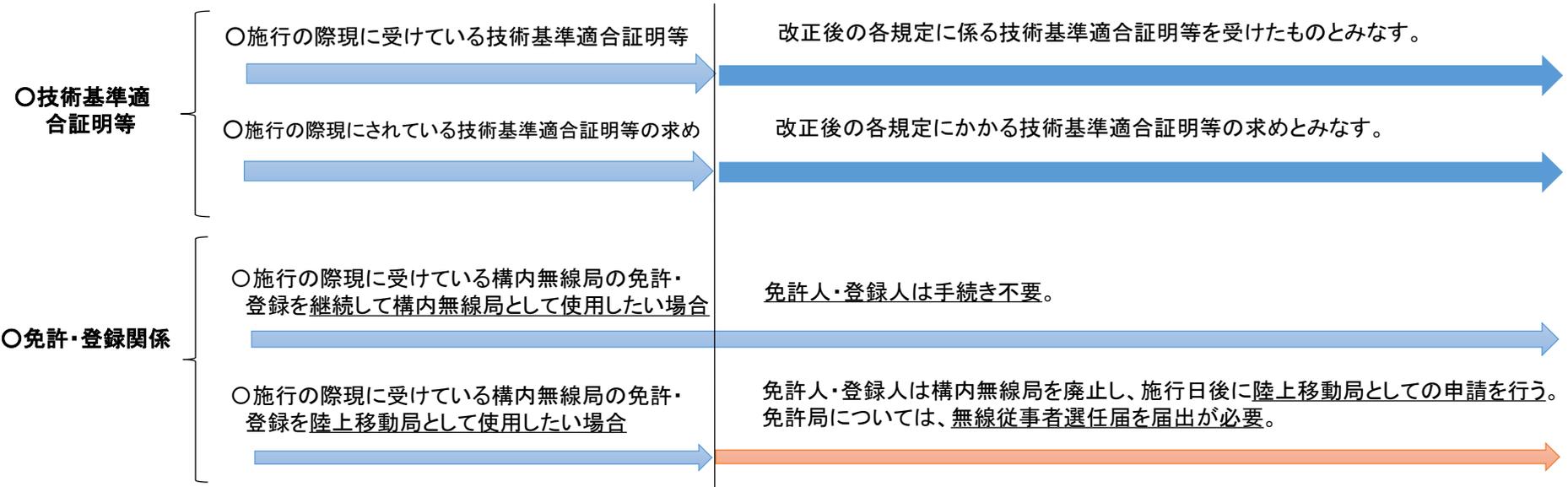
## ○施行の際現に免許・登録を受けている構内無線局の取扱い

- 免許・登録を受けている構内無線局の無線設備を、陸上移動局の無線設備として使用することを希望する場合、免許人・登録人は構内無線局を廃止し、施行日後に陸上移動局としての申請を行う。

※1 電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証

※2 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

公布・施行日(同日予定)  
(2019年3月頃)



## ○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

（構内無線局の無線設備）

第四十九条の九 構内無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの
  - イ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。
  - ロ 送信空中線は、その絶対利得が六デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得六デシベルの送信空中線に一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。
  - ハ 無線チャンネルは、単位チャンネル（中心周波数が、九一六・八MHz以上九二〇・八MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz、九一九・二MHz、九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHzであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャンネルをいう。ハ及びヘ並びに別表第二号第8及び別表第三号24（1）において同じ。）を使用するものであること。ただし、中心周波数が九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHzのものにあつては、単位チャンネルを一又は二以上同時に使用するものであること。
  - ニ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置及びキャリアセンスを備え付けていること。ただし、総務大臣がこの条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線設備については、この限りでない。
  - ホ 無線チャンネルの両端における電力は、一〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。ヘにおいて同じ。）以下であること。
  - ヘ 無線チャンネルに隣接する単位チャンネルにおける送信装置の隣接チャンネル漏えい電力は、〇・五デシベル以下であること。
  - ト 応答のための装置からの電波を受信できること。

平成31年2月8日

周波数割当計画の一部を変更する告示案  
(平成31年2月8日 諮問第3号)

[デジタルMCAシステムの高度化等]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、東出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(竹下周波数調整官、黒川係長)

電話：03-5253-5875

## 周波数割当計画の一部を変更する告示案

(デジタル MCA システムの高度化等)

### 1 諮問の概要

デジタル MCA システムは、900MHz 帯を利用した自営用移動通信システムとして、比較的広い範囲（ゾーン）での通信、災害時等の非常通信が可能であることから、地方公共団体や各種事業者において広く利用されてきた。一方で、現行システムは、第二世代携帯電話に相当する技術のため、設備の保守、維持管理等が困難な状況となってきた。こうした状況から、900MHz 帯自営用移動通信システムに、携帯電話等の国際標準規格として全世界で広く利用され、かつ高度なサービス提供が可能な LTE 方式を導入するため、平成 30 年 5 月 15 日に情報通信審議会において技術的条件が取りまとめられた。

これらを踏まえて、デジタル MCA システムの高度化（高度 MCA システムの導入）のため、周波数割当計画の一部を変更しようとするものである。

また、平成 23 年 12 月「3.9 世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備」の周波数割当計画の変更において、移行・再編の対象であった一般業務用（MCA 陸上移動通信用（アナログ MCA システム）、デジタル MCA 陸上移動通信用（デジタル MCA システム）、簡易無線通信業務用（パーソナル無線用）及び小電力業務用（電子タグなどテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用）に関して、平成 30 年 3 月をもって終了促進措置が完了したこと等周波数の使用期限が到来したことから、当該部分の変更を行うとともに、920MHz 帯小電力無線システムの高度化のため、該当する別表の表題を変更するものである。

### 2 変更概要

#### (1) デジタル MCA システムの高度化（高度 MCA システムの導入）のための変更

高度 MCA システムを導入するため、895～900MHz 及び 940～945MHz の「無線局の目的」を「一般業務用」とし、「周波数の使用に関する条件」に高度 MCA システムに係る条件を記載する。併せて、携帯無線通信が使用する 900～915MHz 及び 945～960MHz の「無線局の目的」を「電気通信業務用」のみに変更する。

- (2) 920MHz 帯小電力無線システムの高度化及び周波数の使用期限が到来したことに伴う変更を行う。
- ア MCA 陸上移動通信及びデジタル MCA 陸上移動通信（850～860MHz 及び 930～940MHz 並びに 895～915MHz）  
「周波数の使用に関する条件」から、既にサービスが終了している MCA 陸上移動通信用（アナログ MCA システム）に係る条件を削除する。また周波数の使用期限が到来したことに伴う条件及び国内脚注「J95」を削除する。
- イ パーソナル無線（895～915MHz）  
「無線局の目的」から「簡易無線通信業務用」を、「周波数の使用に関する条件」からパーソナル無線に係る条件を削除し、これに伴い別表 7－4 を削除する。
- ウ 電子タグ等（940～960MHz）  
「無線局の目的」から「簡易無線通信業務用」、「小電力業務用」及び「一般業務用」を、「周波数の使用に関する条件」から電子タグ等に係る条件を削除する。これに伴い、国内脚注「J95」及び別表 7－5 を削除するとともに、別表 6－2、別表 9－1 及び別表 9－10 から当該周波数を削除し、920MHz 帯小電力無線システムの高度化のため、別表 6－2 の表題を変更する。
- エ その他規定  
上記アからウの変更（削除）に伴う規定の整備を行う。

### 3 施行期日

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更する。

### 4 意見募集結果

本件に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続については、「920MHz 帯小電力無線システムの高度化」に関して平成 30 年 11 月 10 日（土）から同年 12 月 10 日（月）までの期間において実施し、周波数割当計画に対する意見は無かった。「デジタル MCA システムの高度化」に関しては、平成 30 年 12 月 18 日（火）から平成 31 年 1 月 21 日（月）までの期間において実施し、周波数割当計画に対する意見としては賛成意見が 2 件あった。

# 周波数割当計画の一部を変更する告示案について 1

## (デジタルMCAシステムの高度化等)

### デジタルMCAシステムの高度化等

#### 諮問の概要

デジタルMCAシステムは、900MHz帯を利用した自営用移動通信システムとして、比較的広い範囲(ゾーン)での通信、災害時等の非常通信が可能であることから、地方公共団体や各種事業者において広く利用されてきた。一方で、現行システムは、第二世代携帯電話に相当する技術のため、設備の保守、維持管理等が困難な状況となってきた。こうした状況から、900MHz帯自営用移動通信システムに、携帯電話等の国際標準規格として全世界で広く利用され、かつ高度なサービス提供が可能なLTE方式を導入するため、平成30年5月15日に情報通信審議会において技術的条件が取りまとめられた。

これらを踏まえて、デジタルMCAシステムの高度化(高度MCAシステムの導入)のため、周波数割当計画の一部を変更しようとするものである。

また、平成23年12月「3.9世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備」の周波数割当計画の変更において、移行・再編の対象であったMCA陸上移動通信(アナログMCAシステム)、パーソナル無線、電子タグ等に関して、周波数の使用期限が到来したことから、当該部分の変更を行うとともに、920MHz帯小電力無線システムの高度化のため、該当する別表の表題を変更するものである。

#### 変更の概要

#### (1) デジタルMCAシステムの高度化(高度MCAシステムの導入)のための変更

(赤字は削除箇所)

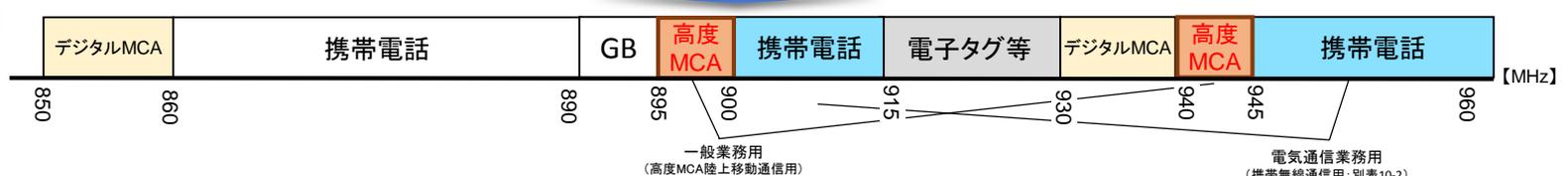
変更項目	変更前	変更後	
	携帯電話+GB	携帯電話	高度MCAシステム
周波数	895-915MHz、940-960MHz	900-915MHz、945-960MHz	895-900MHz、940-945MHz
無線局の目的	電気通信業務用、一般業務用 簡易無線通信業務用	電気通信業務用	一般業務用
周波数の使用に関する条件	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。	高度MCA陸上移動通信用とし、895-900MHz帯(又は940-945MHz帯)と対の二周波方式に限る。

#### <イメージ図>

#### 【変更前】



#### 【変更後】



※J95 905-915MHz及び950-958MHzの周波数帯において、電気通信業務用による移動業務の局は、2018年3月31日までは、この周波数帯を使用する他の移動業務の局に対して、有害な混信を生じさせてはならない。

# 周波数割当計画の一部を変更する告示案について 2

## (デジタルMCAシステムの高度化等)

(2) 920MHz帯小電力無線システムの高度化及び周波数の使用期限が到来したことに伴う変更 (赤字は削除箇所)

ア MCA陸上移動通信及びデジタルMCA陸上移動通信(850～860MHz及び930～940MHz並びに895～915MHz)

周波数		周波数の使用に関する条件
850～860MHz	変更前	MCA陸上移動通信用及びデジタルMCA陸上移動通信用とし、930～940MHz帯と対の二周波方式に限る。ただし、平成30年3月31日までは905～915MHz帯と対の二周波方式に使用することができる。
	変更後	デジタルMCA陸上移動通信用とし、930～940MHz帯と対の二周波方式に限る。
930～940MHz	変更前	MCA陸上移動通信用及びデジタルMCA陸上移動通信用とし、850～860MHz帯と対の二周波方式に限る。
	変更後	デジタルMCA陸上移動通信用とし、850～860MHz帯と対の二周波方式に限る。
895～915MHz	変更前	一般業務用での使用はMCA陸上移動通信用及びデジタルMCA陸上移動通信用とし、割当ては905～915MHz帯に限るものとし、850～860MHz帯と対の二周波方式に限る。 一般業務用での使用は、平成30年3月31日までに限る。
	変更後	削除 ⇒ 併せて国内脚注「J95」※1を削除

※1 J95：905～915MHz及び950～958MHzの周波数帯において、電気通信業務用による移動業務の局は、2018年3月31日までは、この周波数帯を使用する他の移動業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。

イ パーソナル無線(895～915MHz)

周波数		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
895～915MHz	変更前	電気通信業務用 簡易無線業務用 一般業務用	簡易無線通信業務用での使用はパーソナル無線用とし、割当ては別表7-4による。 簡易無線通信業務用での使用は、平成27年11月30日までに限る。
	変更後	電気通信業務用 一般業務用	削除 ⇒ 併せて、別表7-4を削除

ウ 電子タグ等(915～930MHz及び940～960MHz)

周波数		周波数の使用に関する条件	
915～930MHz	変更前	一般業務用のうち、移動体識別用への割当ては、別表6-2による。	
	変更後	一般業務用のうち、移動体識別用への割当ては、別表6-2による。 ⇒ 別表6-2の表題を「移動体識別用機内無線局の周波数表」から「移動体識別用無線局の周波数表」に変更	
周波数		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
940～960MHz	変更前	電気通信業務用 簡易無線通信業務用 小電力業務用 一般業務用	簡易無線通信業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表7-5による。 簡易無線通信業務用、小電力業務用及び一般業務用での使用は、平成30年3月31日までに限る。小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表9-1に、移動体識別用への割当ては別表9-10による。一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表6-2による。
	変更後	電気通信業務用	削除 ⇒ 併せて、国内脚注「J95」※1及び別表7-5を、別表6-2及び別表9-1及び別表9-10から当該周波数を削除

エ その他 上記アからウの変更(削除)に伴う規定の整備を行う。

平成 31 年 2 月 8 日

山陽放送株式会社に係る認定放送持株会社の認定  
(平成 31 年 2 月 8 日 諮問第 4 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、東出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(庄司課長補佐、竹村主査)

電話：03-5253-5793

## 山陽放送株式会社に係る認定放送持株会社の認定

### 1 経緯・概要

山陽放送株式会社（代表取締役社長：桑田<sup>くわだ</sup> 茂<sup>しげる</sup>）から、山陽放送グループ全体の業容最適化と収益力強化を図るとともに、グループ全体の協調と各社の自立の強化に向けた経営組織の整備を行い、放送事業の強化を図るため、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第159条第1項の規定に基づき、認定放送持株会社に係る認定の申請があった。

審査の結果、関係法令に適合しているものと認められることから、認定放送持株会社の認定を行うことについて諮問する。

### 2 申請の概要

申請対象会社	山陽放送株式会社 (平成31年4月1日付けでRSKホールディングス株式会社に商号変更予定)
代表者	代表取締役社長 桑田 <sup>くわだ</sup> 茂 <sup>しげる</sup>
資本金	3億円
主な出資者	岡山県、株式会社山陽新聞社、株式会社クラレ、岡山市、株式会社天満屋
子会社となる 基幹放送事業者	RSK山陽放送株式会社※ (地上基幹放送事業者(テレビ・AMラジオ))
関係会社となる 基幹放送事業者	エフエム高松コミュニティ放送株式会社 (地上基幹放送事業者(コミュニティFMラジオ))

※ 平成31年4月1日付けで「山陽放送分割準備株式会社」から商号変更予定。

### 3 審査の概要

本件申請について、法第159条第1項及び第2項、放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号。以下「基準」という。）第18条(1)～(6)の規定に基づき、以下の審査項目について審査した結果、いずれも適合しているものと認められる。

- 1以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とし、又はしようとする会社であって、2以上の基幹放送事業者をその関係会社とし、又はしようとするものであること。【法第159条第1項・基準第18条(1)関係】
- 申請対象会社が、株式会社であること。【法第159条第2項第1号・基準第18条(2)関係】
- 申請対象会社が、基幹放送事業者でないこと。【法第159条第2項第2号・基準第18条(3)関係】
- 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずる者の株式の取得価額等の合計額の当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時、100分の50を超えることが確実であると見込まれること。【法第159条第2項第3号・基準第18条(4)関係】
- 申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること。  
【法第159条第2項第4号・基準第18条(5)関係】
- 欠格事由に該当しないこと。【法第159条第2項第5号・基準第18条(6)関係】

平成 3 1 年 2 月 8 日

日本放送協会放送受信規約の変更の認可  
(平成 3 1 年 2 月 8 日 諮問第 5 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、東出係長)

電話：0 3 - 5 2 5 3 - 5 8 2 9

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(広瀬課長補佐、桐明係長)

電話：0 3 - 5 2 5 3 - 5 7 7 8

## 日本放送協会放送受信規約の変更の認可

### 1 申請の概要

日本放送協会から、放送法（昭和25年法律第132号）第64条第3項の規定に基づき、以下のとおり、日本放送協会放送受信規約の変更の認可申請があった。

- 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）  
（受信契約及び受信料）  
第六十四条（略）
  - 2（略）
  - 3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
  - 4（略）

#### （1）放送受信規約の変更内容及び理由

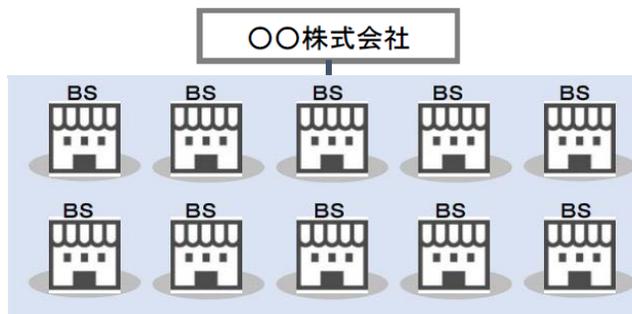
多数支払いにおける受信料負担の軽減を図ること等を目的として、多数の受信契約を締結し、一括して受信料を支払う場合、割引設定の趣旨が異なる「多数一括割引」と「事業所割引」（又は「家族割引」）との併用を可能とする。あわせて、視聴者にとって分かりやすい簡素な受信料体系とすること等を目的として、「多数一括割引」の割引額を変更する。これらを実施するために、日本放送協会の放送受信規約について規定の整備を行うものである。

なお、本件変更は、NHK受信料制度等検討委員会の答申（平成30年1月12日）及び国民・視聴者からの意見募集（平成30年10月24日から同年11月6日まで）の結果を踏まえて行うものである。

# 多数支払いに対する割引制度の併用について

以下の①と②の併用を可能とし、多数支払いの受信料負担の軽減を図る。

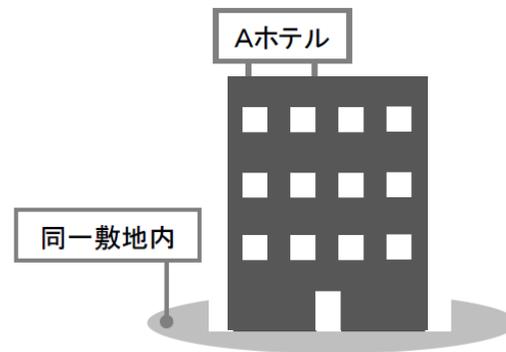
## ① 多数一括割引(平成元年度～)



割引設定の趣旨	衛星放送の普及 / 収納コスト減の還元
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛星契約又は特別契約※の契約件数の合計が10件以上</li> <li>一括支払い</li> </ul>
設置場所	要件なし
割引額	契約件数に応じ、1件当たり定額(200円、230円、300円)を減ずる
適用件数	2.3万件

※特別契約:地上放送の難視聴地域又は列車、電車やその他営業用の移動体における、衛星放送のみの受信についての受信契約

## ② 事業所割引(平成20年度～)



割引設定の趣旨	複数支払いに対する負担軽減
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置した受信機全ての受信契約を締結する場合で、契約件数が2件以上</li> <li>一括支払い</li> </ul>
設置場所	同一敷地内
割引額	1件を除き、受信料額から半額を減ずる
適用件数	241万件

※その他、「多数一括割引」と、「家族割引」(受信契約者と生計をとにする者が別の住居に設置した受信機について受信料額を半額とするもの)(平成18年度～)の併用も認める

影響額

平成31年度 約31.6億円 (対象件数:約107万件)

「多数一括割引」の割引額について、視聴者にとって分かりやすい受信料体系とする等のため、契約件数にかかわらず一律の額とする。

## ＜変更前の割引額＞

契約種別ごとの契約件数	1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
10～49件	200円	90円
50～99件	230円	
100件以上	300円	



## ＜変更後の割引額＞

契約種別ごとの契約件数	1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
10件以上	<b>300円</b>	90円

※以下の場合、衛星契約又は特別契約が10件で割引の適用又は併用を受ける場合より受信料額が高くなるため、10件として算定した受信料額を支払うものとする。

①多数一括割引の適用

- ・衛星契約9件の場合

②多数一括割引と事業所割引(又は家族割引)の併用

- ・衛星契約8件又は9件の場合(沖縄県では7件(12か月前払額の場合に限る)、8件又は9件)
- ・特別契約9件の場合

影響額

平成31年度 約3.5億円

## (2) 日本放送協会放送受信規約の変更案

「日本放送協会放送受信規約」新旧対照表

( \_\_\_\_\_ 部分は、変更部分)

変更案			現行		
<p>(多数契約一括支払に関する特例 (多数一括割引))</p> <p>第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準 (以下「免除基準」という。) の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き、10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替もしくは継続振込または第6条第4項に定めるその他の支払方法のうちNHKの指定する方法により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。</p>			<p>(多数契約一括支払に関する特例 (多数一括割引))</p> <p>第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準 (以下「免除基準」という。) の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き、10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。</p>		
契約種別ごとの 契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたり減ずる月額		契約種別ごとの 契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約		衛星契約	特別契約
<u>10件以上</u>	<u>300円</u>	90円	<u>50件未満</u>	<u>200円</u>	90円
			<u>50件以上</u> <u>100件未満</u>	<u>230円</u>	
			<u>100件以上</u>	<u>300円</u>	
(削除)			<p>2 前項において、衛星契約の契約件数が97件、98件または99件 (沖縄県の区域に居住する放送受信契約者にあつては、96件 (12か月前払額である場合に限る。)、97件、98件または99件とする。) である1の放送受信契約者については、同項の規定にかかわらず、その契約件数を100件として算定した放送受信料額を支払うものとする。</p>		
2 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満			3 第1項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に		

<p>たない場合であっても、衛星契約の契約件数が9件である1の放送受信契約者については、衛星契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。</p> <p><u>3 第1項の多数契約一括支払に関する特例を第5条の4に定める同一生計支払に関する特例または第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が支払う放送受信料について、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて減ずる月額は、本条第1項に定める額に第5条の4または第5条の5に定める減額分を加算したものとする。</u></p> <p><u>4 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する1の放送受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。この場合、契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約または特別契約については、前項の定めによる減額後の放送受信料額を用いるものとする。</u></p> <p><u>(1) 衛星契約の契約件数が8件または9件（沖縄県の区域に居住する放送受信契約者にあつては、7件（12か月前払額である場合に限る。）、8件または9件とする。）であるとき</u></p> <p><u>(2) 特別契約の契約件数が9件であるとき</u></p> <p><u>5 前4項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例と重ねて適用することはない。</u></p>	<p>満たない場合で、衛星契約の契約件数が9件（12か月前払額である場合で、<u>第6条第3項第3号に定める継続振込により支払う場合に限る。</u>）である<u>沖縄県の区域に居住する1の放送受信契約者については、同項の規定にかかわらず、衛星契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>4 前3項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例、第5条の4に定める同一生計支払に関する特例および第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用することはない。</u></p>
<p>付則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>付則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成30年9月10日から施行する。</p> <p>2～7 (略)</p>

(3) 契約条項の変更が事業収支に及ぼす影響

(平成30年度(2018年度))

支出額 0.7億円

(平成31年度(2019年度))

減収額 35.1億円

支出額 0.1億円

(2020年度)

減収額 約36億円

(4) 実施しようとする期日

平成31年4月1日から施行する。

なお、日本放送協会において、平成31年2月から事前周知を実施。

2 審査の結果

本件は、日本放送協会における今後の収支見通しについての検討結果や、日本放送協会の外部有識者から構成される「NHK受信料制度等検討委員会」の答申(平成30年1月12日)等を踏まえ、受信料の負担軽減策の一つとして経営計画(2018-2020年度)に盛り込んでいるものである。また、日本放送協会は、認可申請に当たって、国民・視聴者を対象とした意見募集(平成30年10月24日から同年11月6日まで)を実施している。こうした手続を経て、多数支払いの受信料負担の軽減を図るほか、国民・視聴者にとって分かりやすく簡素な受信料体系とするための放送受信規約の変更であり、妥当と認められる。

本件による事業収入の減収額は、平成31年度(2019年度)35.1億円、2020年度約36億円と見込まれ、支出額は、周知・システム改修のために平成30年度(2018年度)0.7億円、平成31年度(2019年度)0.1億円と見込まれているところ、受信料収入に占める割合から大きな影響を及ぼすものでないと認められる。

したがって、国会が、本件を盛り込む日本放送協会の平成31年度収支予算、事業計画及び資金計画を承認した場合は、申請のとおり認可することとしたい。

## 参照条文

### ○ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）

（受信契約及び受信料）

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 （略）

3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 （略）

（電波監理審議会への諮問）

第七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第八項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第九項（実施基準の認可）、同条第十四項（任意的業務の認可）、第二十二條（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第六十四条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可）、第一百六条の三第一項（経営基盤強化計画の認定）、第一百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第一百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第一百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第一百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三～五 （略）

2 （略）

### ○ 放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)（抄）

（契約条項の認可申請）

第二十四条 法第六十四条第三項の規定により認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 設定又は変更しようとする契約条項

二 設定又は変更しようとする理由

三 契約条項の設定又は変更によつて事業収支に影響を及ぼすときは、その計算又は説明

四 実施しようとする期日

平成31年2月8日

日本放送協会平成31年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する  
総務大臣の意見  
(平成31年2月8日 諮問第6号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、東出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(広瀬課長補佐、桐明係長)

電話：03-5253-5778

## 日本放送協会平成31年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

日本放送協会（以下「協会」という。）には、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たしていくことが求められている。

協会の平成31年度収支予算、事業計画及び資金計画（以下「収支予算等」という。）については、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先導的なサービスの推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、大規模災害等に備えた公共放送の機能の強靱化等に取り組むことにより、事業収支差金の赤字を見込んでいる。この点については、本年10月の消費税率引上げ時に受信料額を据え置き、また、4つの受信料の負担軽減策を実施することを考慮するとやむを得ない面があるものの、今後も受信料の公平負担の徹底に向けた取組を進め、増収を確保するとともに、聖域なく徹底的に経費節減に取り組むことにより、早期に事業収支差金の黒字を確保できるよう努めることを強く求める。また、繰越金の現状や当面見込まれる事業収入の増加等を踏まえると、全体の収支構造が妥当なものか認められるか否かについて改めて検討することが適当であり、具体的には、既存業務全体の見直しや受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、引き続き検討を行うことを求める。

また、放送を巡る社会環境は、今後大きく変化することが想定されており、単に従来の延長線上の取組だけでは、中期的には、協会が公共放送の担い手としての役割を十分に果たすことができないのではないかと考える。そこで、協会の在り方について、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体で改革を進める検討を、引き続き実施することを求める。

さらに、平成25年に首都圏放送センターの記者が過労で亡くなられたことを重く受け止め、二度と働き過ぎによって尊い命が失われることのないよう、引き続き徹底した取組を強く求める。

なお、収支予算等の実施に当たっては、協会は自らの経営が国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に自覚し、業務の合理化・効率化に向けたたゆまぬ改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要である。

また、特に下記の点について配慮すべきである。

### 1 国内放送番組の充実

- 放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、我が国の文化の向上に寄与すること。
- 国民各層の中で意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにする等、放送法の趣旨を十分に踏まえ、自らの番組基準に基づく正確かつ公

正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えること。

- 近年の大規模自然災害発生時において情報入手手段としてラジオの有用性が改めて認識された。大規模自然災害発生時には、国民・視聴者ととともに訪日外国人に向けても、あらゆる手段できめ細やかな情報提供を行うこと。
- 少子高齢化や過疎化の進行など様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らしなどそれぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツの充実並びに国内外に向けた積極的発信に一層努めること。
- 字幕放送、解説放送及び手話放送について、総務省が平成30年2月に策定した普及目標を踏まえ、拡充に努めること。特に、地域放送局や国会中継における字幕放送、ニーズが高い番組での解説放送などの一層の充実に努めるとともに、手話放送の充実に取り組むこと。また、音声認識による字幕制作システムの研究、音声ガイドの自動生成システムの研究、日本語の文章を手話CGに翻訳する技術の研究等、放送サービスの高度化に向けた研究を一層推進すること。

## 2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

- 我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。特に、G20大阪サミット、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を控え、我が国に注目・関心が一層集まることも踏まえ、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化を図ること。
- 特に、テレビ国際放送である「NHKワールド JAPAN」については、引き続き、国際放送子会社の強化、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組、日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実、それを踏まえたインターネットの活用、海外事業者との連携等による国内外の受信環境の整備等の取組を、世界各地のニーズや視聴実態をよく把握しつつ効果的かつ積極的に推進すること。その際、これらの取組の成果となる認知度等について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような具体的指標を設定し、PDCAサイクルの強化に努めること。また、国内においても、訪日外国人の視聴拡大に向けた取組を関係者と連携しながら進めること。
- 訪日観光客の増加、先端技術・サービスや日本各地の産品等への需要拡大等、地方創生、経済成長及び国際社会における我が国のプレゼンス向上に資するため、放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めること。

## 3 4K・8K放送の積極的推進及びインターネット活用業務に関する関係者間連携等

- 4K・8K放送については、新4K8K衛星放送の早期かつ円滑な普及に向けて、4

K・8Kならではのコンテンツの制作に積極的に取り組むとともに、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者との連携の下、視聴可能受信機やサービス内容に関する国民・視聴者への情報提供、左旋円偏波の受信環境の整備を適切に行うことにより、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすこと。また、放送以外の様々な分野での利活用や海外展開への寄与に努めること。

- 地上デジタル放送日本方式の海外展開については、採用国より専門家派遣を含む技術支援について要望されていることから、これまでの寄与も踏まえ、引き続き、採用国における円滑なデジタル放送への移行に向けた取組等を実施すること。
- インターネット活用業務については、国民・視聴者のニーズや視聴環境の変化に適切に対応したものとなるよう取り組むとともに、民間放送事業者等との連携・協力を確保すること。また、災害情報の多元的な伝達手段を確保する観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実に引き続き努めること。加えて、協会が放送の補完として実施することを要望している常時同時配信（見逃し配信を含む。）については、「放送を巡る諸課題に関する検討会」における議論も踏まえ、インターネット活用業務の会計上の透明性の確保、地域情報の提供の確保など協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って必要最低限かつ適正な費用の下で適切に実施されるものとなるよう検討すること。あわせて、「NHKオンデマンド」については、引き続き収支の一層の改善に努めるとともに、今後のサービスの在り方についても、常時同時配信とのサービス面、財務面の整合性を含めて検討すること。

#### 4 経営改革の推進

- 平成30年には、個人情報記載された受信料関係帳票の紛失、住民インタビュー等のデータの誤送信、管理職の服務規定に反する不適切な行為、職員による手当の不正受給等の不祥事が相次いで明らかになった。これらの不祥事は、受信料収入によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損なうものであると言わざるを得ない。再発防止に向け、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組むこと。具体的には、受信料に係る契約・収納等業務全般や協会全体の個人情報保護に関し、抜本的な再発防止策を講じ、不断の見直しを更に行っていくこと。また、専門家等による経営委員会や監査委員・監査委員会のサポート体制を充実させるなど事後チェック体制の在り方等の検討を行うこと。あわせて、子会社・関連会社等を含む職員・管理職に対する研修等の実施によるNHKグループ全体でのコンプライアンスを確保すること。
- 子会社の業務範囲の適正化等、子会社の在り方をゼロベースで見直す抜本的な改革については、本年4月に予定されるNHKアイテックとNHKメディアテクノロジーの経営統合や2020年4月を目指すNHKエンタープライズとNHKプラネットの経営統合にとどまらず、早急に結論を得て、その取組を着実かつ徹底的に進めること。なお、子会社の利益剰余金の協会への適正な還元については、子会社からの配当の拡大について、速やかな実現に向けた検討を行うこと。

- 女性職員の採用及び役員（経営委員を除く。以下同じ。）・管理職への登用を積極的に拡大するとともに、特に役員・管理職への登用拡大については、自らが定めた「行動計画」（平成28年3月15日）に記載している「平成32年の女性管理職の割合を10%以上にする」という目標達成に向けた取組を確実に実施していくことに加え、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
- 平成25年7月に首都圏放送センターの記者が長時間労働による過労で亡くなったことを重く受け止め、二度と働き過ぎによって尊い命が失われることのないよう、適正な労務管理や不断の「働き方改革」に徹底して取り組むこと。とりわけ、政府の重要課題でもある「働き方改革」を推進するための改正労働基準法等が施行されることから、協会においても、平成29年12月に定めた「NHKグループ働き方改革宣言」について、経営委員会、監査委員会、執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら推進できるよう、ガバナンスの点検・強化に真摯に取り組むこと。
- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置の確保、経営・業務に係る情報公開の推進、調達に係る取引の透明化・経費削減、関連団体への業務委託についての競争性の向上等透明性・適正性の向上、外部制作事業者の活用等、従来指摘してきた事項についても、引き続き取組の徹底を図ること。
- 4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方等、既存の業務全体の見直しについて、公共放送の担い手として真に適当なものであるか、国民各層や関係事業者の意見も幅広く聞きながら早急に検討を進めること。特に、衛星放送の在り方については、新4K8K衛星放送開始から1年以内に結論を得ること。

##### 5 受信料の公平負担の徹底に向けた取組等

- 受信料の公平負担の徹底に向けて、「NHK経営計画2018-2020年度」に掲げる支払率を達成できるよう、未契約者及び未払者対策を着実に実施すること。
- 上記の対策についての現状分析と課題の整理を十分に行うとともに、受信料の公平負担の徹底に必要な施策等について検討し、実施すること。また、上記の対策に要する営業経費については、不断の見直しを行い、徹底した節減に努めること。
- 平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、受信契約の勧奨等に際しては、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めて丁寧な説明を行い、国民・視聴者の理解を得るよう努めること。
- 受信料については、国民・視聴者にとって納得感のあるものとしていく必要があり、受信料の公平負担を徹底するほか、業務の合理化・効率化を進め、その利益を国民・視聴者に適切に還元していくといった取組が強く求められる。依然として平成30年度末には1,061億円の財政安定のための繰越金を有する見込みであること、及び近年は事業収支差金が年度当初の計画を大幅に上回る状況が続き、事業収入の増加が当面見込まれることを踏まえ、上記「4 経営改革の推進」で示した既存業務全体についての見

直しを徹底的に進め、受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、引き続き検討を行うこと。

#### 6 東日本大震災等からの復興への貢献と公共放送の機能の強靱化等

- 東日本大震災以降も大規模災害が相次いで発生している。引き続き、国内放送のみならず、国際放送による復興状況を伝えるニュースや番組の充実等を通じて、風評被害払拭への取組を含め、被災地の復興への取組を支援すること。また、福島原発事故に関連して引き続き必要となる地上デジタル放送の受信環境整備等に適切に取り組むこと。
- 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ること。
- G20大阪サミット、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を控える中、サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に適切に取り組むこと。

#### 7 放送センター建替

- 放送センターの建替については、その経費が受信料により賄われることを十分認識し、平成28年8月に策定・公表した「基本計画」の合理性・妥当性等、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。
- 地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、機能の地方分散についても積極的に検討し、一定の結論を得ること。

(参照条文)

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）抄

(収支予算、事業計画及び資金計画)

第七十条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を付し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 (略)

4 第六十四条第一項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第一項の収支予算を承認することによつて、定める。

(電波監理審議会への諮問)

第一百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一・二 (略)

三 第七十条第二項の規定により協会の収支予算、事業計画及び資金計画に対して付す意見

四・五 (略)

2 (略)

平成 31 年 2 月 8 日

株式会社ひのきを当事者とした  
再放送同意に関する裁定の拒否処分に係る  
審査請求の付議  
(平成 31 年 2 月 8 日 付議第 1 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、東出係長)

電話：03-5253-5829

付議内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室

(津田課長補佐、羽間係長)

電話：03-5253-5809

株式会社ひのきを当事者とした  
再放送同意に関する裁定の拒否処分に係る  
審査請求の付議



1 審査請求年月日：平成31年 1月 8日

2 審査請求人：株式会社ひのき

3 審査請求に係る処分：

総務大臣が平成30年10月25日付け総情域第82号で審査請求人に対して行った拒否処分。

4 審査請求の趣旨及び理由：

(1) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消し、徳島県板野郡上板町の区域にかかる部分につき再放送同意をすべき旨の裁定を求める。

(2) 審査請求の理由（抜粋）

本件申請が、放送法第144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」の要件に該当し、適法であることは、総務大臣が平成24年12月5日付で本件裁定拒否処分を取り消し、大臣裁定手続に着手することを決定したことにより確定した。

その後、総務大臣は、本件申請の実体審理に入り、平成25年7月23日付で本件裁定を行ったところ、本件裁定のうち、本件同意裁定部分は既に確定し、本件不同意裁定部分は東京高裁が平成29年12月7日付で取り消し、その効力は、平成30年9月6日に確定した。

現在、総務大臣は、審査請求人が行った第2次異議申立てに対し、本件不同意裁定部分についてのみ、応答していない状態となっているのであるから、速やかにこれに応答すべきであって、実体審理に入る前の要件該当性を理由に再度拒否処分を繰り返すことは、最早許されない。

結局、本件処分は、既に実体審理に入り、本件裁定がなされ、本件同意裁定部分が既に確定し、本件不同意裁定部分に対する第2次異議申立ての応答のみがなされていない状況において、手続を遡って、再度、本件申請の要件該当性を否定するものであって、法的根拠を欠き、何ら効力をも有さないものというほかなく、違法無効である。

詳細については、追って更に補充する。



## これまでの経緯

### (平成23年)

- 6月21日：ひのきが、総務大臣に対し、裁定申請。
- 10月20日：総務大臣が、裁定について拒否処分。
- 11月7日：ひのきが、拒否処分についての異議申立て。

### (平成24年)

- 11月28日：電波監理審議会（以下「電監審」という。）が、裁定手続に入るべき旨の決定案を議決。
- 12月5日：総務大臣が、ひのきに対し、裁定手続に入る旨の通知。讀賣テレビに対し、裁定の申請があった旨の通知。

### (平成25年)

- 1月30日：総務大臣が、電気通信紛争処理委員会（以下「紛争委」という。）に諮問。
- 6月26日：紛争委が、上板町において同意すべきとは認められない旨の答申。
- 7月23日：総務大臣が、答申を踏まえ、裁定。
- 8月9日：ひのきが、裁定についての異議申立て。

### (平成27年)

- 2月18日：電監審が、異議申立てを棄却すべき旨の決定案を議決。
- 2月25日：総務大臣が、異議申立ての棄却を決定。
- 6月2日：ひのきが、東京高等裁判所（以下「東京高裁」という。）に対し、棄却決定に対する取消訴訟を提起。

### (平成29年)

- 12月7日：東京高裁が、不同意裁定部分及び異議申立てを棄却した決定を違法とし、決定を取り消す旨の判決を言渡し。
- 12月21日：国が、最高裁判所（以下、「最高裁」という。）に対し、上告受理申立て。

### (平成30年)

- 9月6日：最高裁が、国による上告受理申立てを不受理とする旨の決定。
- 9月21日：総務大臣が、ひのきに対し、再び裁定手続に入る旨の通知。讀賣テレビに対し、裁定の申請があった旨の通知。
- 10月25日：讀賣テレビが上板町における区域外再放送に任意同意したことを踏まえ、総務大臣が、裁定について拒否処分。

### (平成31年)

- 1月8日：ひのきが、拒否処分についての審査請求。



## 裁定申請の概要

### (1) 申請日

平成23年6月21日

### (2) 申請者及び申請に係る放送事業者

徳島県の有線テレビジョン放送事業者「株式会社ひのき」が、「讀賣テレビ放送株式会社」（日本テレビ系）の放送の再放送同意に係る総務大臣の裁定を申請。

#### 有線テレビジョン放送事業者(裁定申請者)

事業者名	業務区域
株式会社ひのき	徳島県板野郡松茂町及び北島町の各全域、上板町の一部区域

#### 申請に係る放送事業者

事業者名	放送対象地域
讀賣テレビ放送株式会社	大阪府、滋賀県、京都府、奈良県、兵庫県、和歌山県

### (3) 再放送しようとするテレビジョン放送

讀賣テレビ放送株式会社の大阪放送局の地上デジタル放送

### (4) 裁定申請の理由

再放送同意について協議が不調のため

# 平成30年10月25日付けの拒否処分の概要



## 〔処分の内容〕

平成23年6月21日付けで申請のあった総務大臣の裁定については、下記の理由により拒否処分とする。

## 記

放送法(昭和25年法律第132号)第144条第1項の「基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないとき」に該当しないため。

## 〔具体的理由〕

- 放送法(昭和25年法律第132号。以下「法」という。)第144条第1項において、指定再放送事業者が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当該指定再放送事業者は、総務大臣の裁定(以下「大臣裁定」という。)を申請することができると規定されている。
- 株式会社ひのきは、平成23年6月21日付けで讀賣テレビ放送株式会社による再放送同意について、讀賣テレビ放送株式会社との協議が不調であるとして大臣裁定を申請した。
- 讀賣テレビ放送株式会社から株式会社ひのき宛ての平成30年10月11日付け文書では、「既に総務大臣の裁定により放送法上の同意をしたものとされている松茂町及び北島町に加え、上板町の区域につきましても、貴社が依頼会社の大阪放送局の地上デジタルテレビジョン放送を、同時再放送による放送によって、再放送することに放送法上の同意をいたしますので、その旨、本書をもってご通知させていただきます。」と明記されている。  
さらに、讀賣テレビ放送株式会社から総務省に対して、同月19日付け文書にて、協議の状況について、「既に総務大臣の裁定により同意したものとされている徳島県板野郡松茂町及び北島町に加え、上板町の区域につきましても、申請者である株式会社ひのきが当社の大阪放送局の地上デジタルテレビジョン放送を再放送することに同意することとし、平成30年10月11日付けにて、本書添付のとおり、株式会社ひのき宛てにその旨を通知いたしました。」との上申があった。
- 以上により、両者の現在の状況は、法第144条第1項の「基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないとき」に該当しない。

## (参考1) 区域外再放送の概要

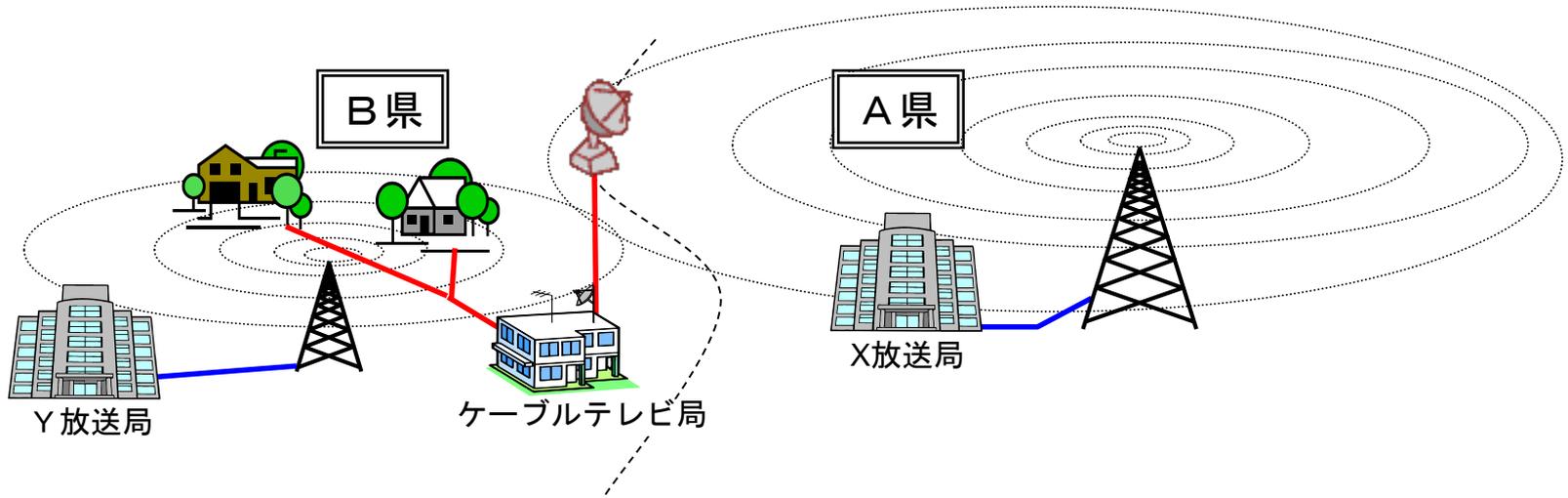


- 区域外再放送とは、地上波の放送局の放送対象地域外で、ケーブルテレビ事業者が当該放送局の放送を再放送すること。
- 「放送事業者の番組編集上の意図」がその意に反し、害され又は歪曲されないことを担保するという趣旨から、ケーブルテレビ事業者は、放送局の放送を受信し、再放送するに当たっては、放送事業者の同意を得ることが必要。

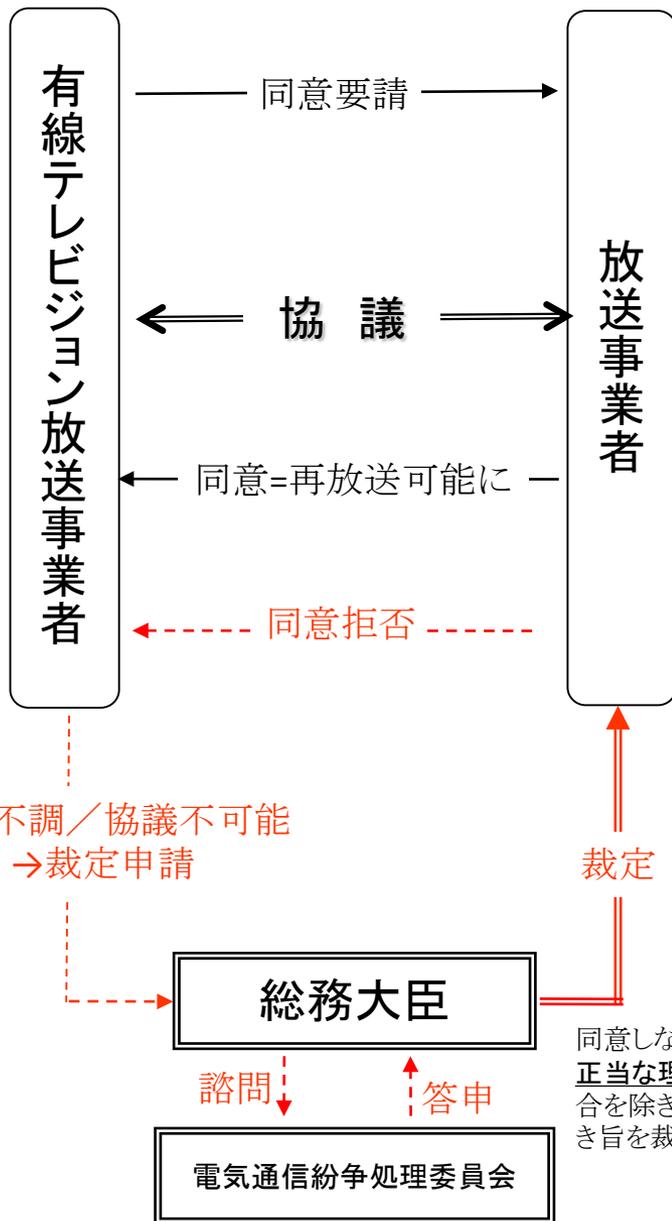
(放送法第11条)

### ◇区域外再放送のイメージ

： A県を放送対象地域とするX放送局の放送を、ケーブルテレビ局が受信してB県内の世帯に再放送。



# (参考2) 再放送同意に関する規定



○放送法(昭和25年法律第132号)(抄)

第11条 放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならない。

第144条 有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者(登録一般放送事業者については、指定再放送事業者に限る。)が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当該一般放送事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。(略)

2 総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る基幹放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 総務大臣は、前項の基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

4 (略)

5 総務大臣は、第一項の裁定をしようとするときは、電気通信紛争処理委員会に諮問しなければならない。

6・7 (略)

※括弧書きの定義規定部分は省略。

同意しないことにつき  
正当な理由がある場合  
を除き、同意すべき旨を裁定。

# (参考3)両当事者の所在地



兵庫県

讀賣テレビ放送株式会社（日テレ系）

※放送対象地域は  
大阪府、滋賀県、京都府、  
奈良県、兵庫県、和歌山県



大阪府

香川県

淡路島

和歌山県

愛媛県

徳島県

高知県

株式会社ひのき

(注)徳島県内の民放は  
・四国放送株式会社(日テレ系)

平成 31 年 2 月 8 日

第 5 世代移動通信システムの導入のための  
特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付開始  
(平成 31 年 2 月 8 日 報告)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、東出係長)

電話：03-5253-5829

報告内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(清尾課長補佐、乾係長)

電話：03-5253-5893

# 今後のスケジュール

